

○長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

制 定 令 4.12.19 条例 2

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- （1）物品の借入契約で、契約を締結する年度の翌年度以降にわたる契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することが本組合にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該物品を確実に借り入れることが困難になるもの
- （2）役務の提供を受ける契約で、長期継続契約を締結することが組合にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。